

鶴田ダム管理所の管内において河川を利用される皆様へ

**河川における許認可の申請手続で押印が不要になり
電子メールでの申請ができるようになりました。**

■押印が不要となり、電子メールでの申請が可能となったもの（抜粋）

こんなときは	押印などが不要となった様式 (河川法施行規則)	河川法
(1)河川の流水を占有したいとき	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の1)	第23条
(2)河川の流水の占有の登録をしたいとき	登録申請書 (別記様式第8(甲)の2)・乙の1の2)	第23条の2
(3)河川区域内の土地を占有したいとき	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の2)	第24条
(4)上記の占有が終了したとき	土地返還届出書	
(5)土石等の採取の許可	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の3)	第25条
(6)河川区域内において、工作物を新築、 改築、除却したいとき	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の4)	第26条
(7)河川区域において、上記許可後に 工事着手したいとき	着工届	第26条外
(8)河川区域において、上記許可に関する 工事が完了したとき	完了届	
(9)河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、切 土その他土地の形状を変更したいとき、または竹木の植 栽若しくは伐採をしたいとき	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の5)	第27条
(10)既設工作物の用途を廃止したとき	工作物用途廃止届出書	第31条
(11)許可に基づく地位の承継手続きをしたいとき	地位承継届 (別記様式11)	第33条
(12)許可に基づく権利の譲渡をしたいとき	権利譲渡承認申請書 (別記様式12)	第34条
(13)河川区域を一時的に使用したいとき	届出書	—